資料７

（別紙）

宿泊分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書（案）

宿泊分野育成就労協議会長　殿

育成就労実施者
名称
住所
代表者

記

宿泊分野における育成就労外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風俗営業適正化法」という。）第２条第６項第４号に規定する施設において業務に従事させないこととしていること。

２　育成就労外国人に、接待（風俗営業適正化法第２条第３項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。

３　育成就労外国人を受け入れる際は、接待を行わせないための必要な措置として、次のいずれの措置も講ずること。

①　育成就労外国人からの相談体制の整備を行うこと。

②　当該育成就労外国人に対し、自らが作成するマニュアル（接待防止マニュアル）により、風俗営業適正化法第２条第３項に規定する接待の防止に関する説明を行うこと。

４　観光庁が農林水産省と連携して行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

５　上記１～４の誓約事項に反することが確認された場合は、宿泊分野育成就労協議会運営規程の３の規定の適用を受けることを理解していること。

年　　月　　日